

【用語】 緑埜郡矢場村—藤岡市矢場 檀那—檀家 法度—法令・禁令
急度—必ず 請合印形—保証の印をおすこと 芦田川市蔵・同議平
ーともに旗本依田家の地頭所役人

【解説】 宗門人別改帳とは、キリシタン禁制の宗門改めと夫役負担等のための人別改めを複合した戸籍台帳である。原則として毎年三月中に村ごとに作成し領主や代官へ提出された。記載様式は領主や地域によつて若干違ひがみられるが、家ごとに全員の名前、年齢、続柄、家畜、持高などが記され、最後に檀那寺がキリシタンでないことを証明する印をおした。ただし、関東農村のように旗本の相給あいきゅう領が多い地域では、支配される家あるいは領主ごとに作成されることがあり、また必ずしも毎年作成されたわけではなかつた。

矢場村は、幕末期には一人の幕府代官と五人の旗本が支配する六給の村落（総村高六一四石余）であつた。この文書は、旗本依田家の所領分（知行高四四石余）の宗門人別改帳で、家数五軒、人数一〇人、広沢寺と光照寺の檀家であつたことがわかる。奥書に保美村の名主清水幾右衛門が証印しているのは、保美村の一部が同じ旗本依田家の所領であり、清水家が両村の兼帶名主を務めていたことによるものである。なお、県内では寛文十一年（一六七一）二月の吾妻郡折田村（中之条町）の宗門人別帳が最も古いとされており、これは幕府が諸藩へ宗門改帳を作成するよう命じた年と一致している。